

(写)

舞 監 第 26 号

令和 3 年 12 月 1 日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

舞鶴市監査委員 小谷 繁雄

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

条例案に対する意見

地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 11 月 25 日付け舞議第 78 号により依頼のありました条例案について、意見を下記のとおり提出します。

記

1 対象議案

第 90 号議案 舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

2 意見

異議ありません。